

# 新設助成金の設定及び既存助成金の拡充について（案）

- 令和6年度から、納付金助成金の充実を図ることとしているが、これまでの障害者雇用分科会における議論を踏まえるとともに、特に指摘のあった分かりやすさにも考慮し、下記の考え方で、全体を次ページ以降のとおり見直す。

## 基本的な考え方

- 分科会の意見書やこれに基づく個々の企業へのヒアリングを通じて把握したニーズ等を踏まえ、納付金助成金について、
  - ・ 障害者雇用の経験・ノウハウが不足する事業主への障害者雇用に関する相談援助のほか、
  - ・ 加齢により職場への適応が困難となった障害者の雇用継続のための支援を新たに行うとともに、
  - ・ 雇入れ時等の介助者、ジョブコーチ、専門職等による職場への定着支援の拡充等を行う。
- その際、以下の観点に留意し、全体を見直すこととする。
  - ・ 事業主が目的に応じ助成金を適切に活用できるよう、分かりやすさ等も考慮し、助成金やそのメニューの拡充、整理を行う。
  - ・ なお、新たに加齢に伴う課題に対する支援を行うに当たっては、可能な限り切れ目のない支援を行うこと、また分かりやすい制度設計とすることが重要であるため、既存の助成金の枠組みを活用し、その中で継続して支援を行うことができるようにする。

# 令和6年度以降の助成金の拡充イメージ①

令和5年度まで

令和6年度～

中高年齢等  
雇用継続  
支援

雇用相談  
援助

## 業務上必要な介助等を行う者の配置・委嘱

① 職場介助者の配置または委嘱  
①の継続

視覚、  
四肢機  
能

① 職場介助者（事務的な業務とそれ以外の業務の統一等<sup>※1</sup>）  
①の継続

加齢により職場への適応が困難となった場合の対応

② 手話通訳・要約筆記等担当者の  
委嘱

聴覚

② 手話通訳・要約筆記等担当者（配置の新設、単価引上げ等<sup>※1</sup>）  
②の継続

加齢により職場への適応が困難となった場合の対応

③ 職場支援員の配置または委嘱

身体、  
知的、  
精神等

③ 職場支援員

加齢により職場への適応が困難となった場合の対応

## 職場適応援助者による支援

④ 訪問型職場適応援助者

⑤ 企業在籍型職場適応援助者

④ 訪問型職場適応援助者（単価、上限額の引上げ）

⑤ 企業在籍型職場適応援助者（支援回数制限撤廃）

加齢により職場への適応が困難となった場合の対応（④、⑤とも）

なし

## 【新設】雇用管理等を行う者の配置・委嘱

⑥ 健康相談や雇用管理等のために必要な専門職

⑦ 職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に  
担当する者

## 障害者相談窓口担当者の配置

廃止 ※2 新設の⑥の中に機能を移管

なし

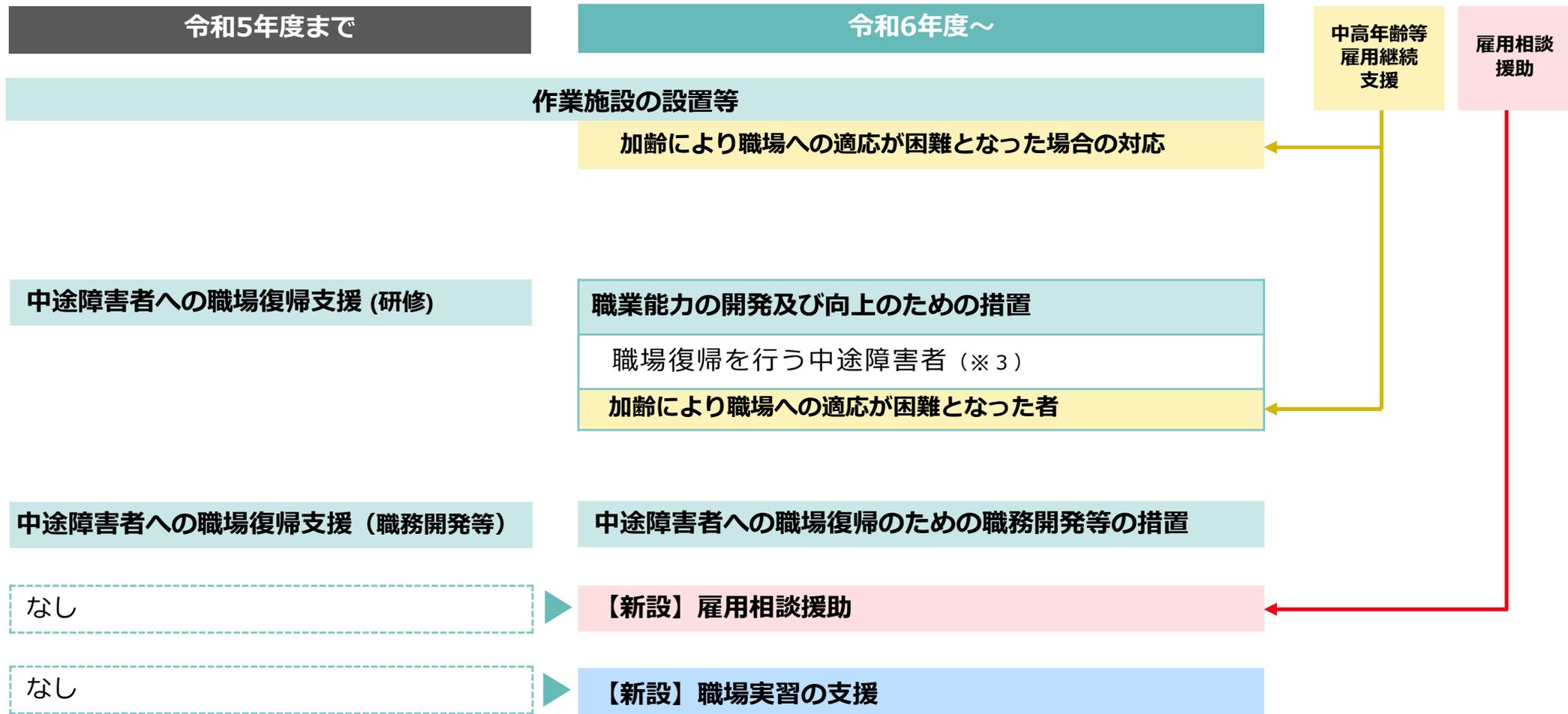
## 【新設】資質の向上のための措置

①～⑦の介助等を行う者や雇用管理等を行う者の能力開発

介助者等による支援

※1 介助者等の配置及び委嘱について、申請期間が雇入れから一定期間とされているが、職務内容の変更等があれば認定申請できることについて明確化するとともに、手話通訳・要約筆記等担当者については支給期間（10年）を企業単位ではなく、障害者毎に計算することとする。

# 令和6年度以降の助成金の拡充イメージ②



- ※3 支給に当たって、
- ・ 職場適応措置の実施を要件としないこととするほか、
  - ・ 助成額について、費用額に応じた支給ではなく、加齢により職場への適応が困難となった場合と同様の助成率等（助成率：3 / 4、上限額：①中小企業年30万 / 人、②それ以外の事業主年20万 / 人）とする。

# (参考) 中高年齢等雇用継続支援について

	助成金	支援内容・拡充内容
新設	中高年齢等障害者職場適応助成金 (仮称)	加齢により職場への適応が困難となった中高年齢等障害者（35歳以上の者）の雇用継続が図られるよう、事業主が行う①職務の転換のための能力開発、②業務の遂行に必要な者の配置又は委嘱、③業務の遂行に必要な施設の設置等への助成を実施。 【中小・多数雇用事業主に上乘せ】

## 支給額

### ① 能力開発

対象事業主	助成率	上限額（年額・一人当たり）
中小企業主等以外の事業主	3 / 4	20万円
中小企業主又は多数雇用事業主	3 / 4	30万円

### ② 職場介助者（視覚、四肢機能）、手話通訳・要約筆記等担当者（聴覚）、職場支援員（身体、知的、精神等）の配置または委嘱、職場適応援助者による支援

介助等助成金、職場適応援助者助成金と同様。

### ③ 施設又は設備の設置又は整備

障害者作業施設設置等助成金と同様。

## 支給回数・期間

① 最大1年間（支給後、5年間は支給しない。）

② 最大10年間（職場介助者、手話通訳担当者）

最大6年間（ジョブコーチ（1年8か月又は2年8か月）＋職場支援員（残期間））

③ 既存の障害者作業施設設置等助成金と同様。